

第55回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年2月27日

資料4

令和8年度生活扶助基準の見直しについて

令和8年度生活扶助基準の見直しの内容

I 社会経済情勢等を踏まえた当面の対応

【令和7年度における対応】

- 生活扶助基準については、令和7年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置として以下の対応を決定した。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算（特例加算）
 - ※1 ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、令和5年度からの一人当たり月額1,000円の加算額を維持。
 - ※2 特例加算は、令和5～6年度に一人当たり月額1,000円として措置したものを令和7年度見直しで500円引上げ。
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

【令和8年度における見直し内容】

- 社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、①の**特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円とする。**②の**従前額保障は継続。**
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者の加算額は、一人当たり月額1,000円を維持。

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度の予算編成過程において検討を行う。
 - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとしている。

施行時期 : 令和8年10月～

財政影響額 : + 1 1 0 億円程度 (令和8年度は+ 6 0 億円程度)

世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	級地	令和4年 検証結果 反映後	令和7年度 基準	令和8年度 基準案
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	148,560円	153,400円	156,060円
	2級地1	141,290円	145,790円	148,790円
	3級地2	130,910円	135,410円	138,410円
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	174,030円	181,760円	184,760円
	2級地1	165,260円	171,260円	175,260円
	3級地2	152,760円	158,760円	162,760円
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	118,900円	121,900円	123,900円
	2級地1	113,230円	116,230円	118,230円
	3級地2	105,160円	108,160円	110,160円
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	74,250円	76,880円	76,880円
	2級地1	70,990円	72,490円	73,490円
	3級地2	66,350円	67,850円	68,850円
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	107,470円	112,390円	112,470円
	2級地1	102,620円	105,620円	107,620円
	3級地2	95,680円	98,680円	100,680円
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	67,680円	71,900円	71,900円
	2級地1	64,890円	66,390円	67,390円
	3級地2	60,900円	62,400円	63,400円

世帯類型	級地	令和4年 検証結果 反映後	令和7年度 基準	令和8年度 基準案
母子世帯(子1人) (30代親、子小学 生)	1級地1	119,310円	122,700円	124,310円
	2級地1	113,610円	116,610円	118,610円
	3級地2	105,500円	108,500円	110,500円
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生 と小学生)	1級地1	151,730円	156,260円	159,230円
	2級地1	144,230円	148,730円	151,730円
	3級地2	133,540円	138,040円	141,040円
若年単身世帯 (50代)	1級地1	74,720円	77,240円	77,240円
	2級地1	71,430円	72,930円	73,930円
	3級地2	66,740円	68,240円	69,240円

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び臨時的・特例的な措置に係る額。

※ 「令和4年検証結果反映後」は、令和4年生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映した場合の基準額。

※ 「令和7年度基準」は、令和7年10月～令和8年9月に適用される額。「令和8年度基準案」は、令和8年10月～令和9年9月に適用される額。